

令和 8 年度

県単舗装道路修繕工事（唐子工区）

特記仕様書

一般国道 1 2 4 号

銚子市 唐子町

千葉県銚子土木事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。

なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第 2 条 工 期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から 1 1 0 日間とする。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	6 0 日間
後片付け期間	2 0 日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0 . 7 8
その他の作業不能日	0 日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1 日の降雨・降雪量が 10 mm/日以上の日：3 9 日間／年間

ロ) 8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数：
8 日間／年間

（少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

（過去 5 か年（2021 年 1 月～2025 年 12 月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第3条 作業区分

本工事の作業区分は以下によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼間作業	—
夜間作業	舗装工、区画線工

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事实施期間中、下記のとおり交通誘導警備員を配置するものとする。
なお、国道工事中に配置する交通誘導員は有資格者を1名以上配置すること。

	昼間作業	夜間作業	摘 要
準備工（測量）	2 人		片側交互通行
舗装工事中連続的に勤務する人員	—	4 人	片側交互通行
区画線工事中連続的に勤務する人員	—	3 人	片側交互通行

3. その他、資材の搬出・搬入時は、公道の出入口等に誘導員を配置させ、安全確保に努めなければならない。

第5条 建設副産物

1. 共通事項
 - 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」

を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。
- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙manifest方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子manifest方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のmanifest情報を提示すること。

4) 建設廃棄物

本工事により発生する

- 1) アスファルト・コンクリート塊（413.6 t）は、香取市上小堀1519、片道運搬距離31.0kmの千葉東アスコン(株)に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第6条 ICT活用工事（舗装工（修繕工））について

1. 本工事は、国土交通省が推進する i-Construction に基づき、ICT 施工技術の全面的な活用を図るため、受注者との協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査、工事完成図、施工管理記録および関係書類において、3次元データを活用する ICT 活用工事（発注者指定型）の対象工事である。受注者は、本工事を ICT 舗装工（修繕工）として施工しなければならない。なお、契約締結後に実施内容および数量について協議を行うものとする。
2. ICT 舗装工（修繕工）の施工に伴い生じた経費は、発注機関が「ICT 活用工事積算要領」に基づき積算した金額を設計変更の対象とする。
3. 受注者の責により実施されなかったと判断された場合は、履行義務違反として工事成績評定を減ずるなどの措置を行うものとする。
4. 本条は、「ICT 活用工事（舗装工（修繕工））実施要領」に対する特別の定めであり、両者の記載に相違がある場合は、本条の記載を優先して適用する。

第7条 ICT活用工事（舗装工（修繕工））における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第8条 ICT活用工事（舗装工（修繕工））の費用について

1. 受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工（修繕工）に関するICT活用の具体的な工事内容及び対象範囲について監督職員へ協議を行い、協議が整った場合、ICT活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、「ICT活用工事（舗装工（修繕工））積算要領」及びICT舗装工（修繕工）以外の積算要領により計上することとする。

ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量、3次元設計データの作成並びに3次元データ納品を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第2章 材 料

第9条 材料の確認

以下の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合し確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認をうけなければならない。

なお、上記以外でも監督職員が指示する場合については、監督職員の指示する方法により、検査を受けなければならない。

材 料 名	提出	検 査		摘 要
		品質	数量	
アスファルト混合物	○			事前審査制度の認定混合物を除くものは検査を行う
瀝青材	○			JIS以外の製品については検査を行う

第10条 アスファルト混合物（瀝青材料）

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用 途	針 入 度	摘 要
表層 基層	40～60	車道部

第 11 条 区画線

1. 区画線の品質規格及び材料使用量は、下表のとおりとする。

1) 溶融式

名称	規 格	数量 (kg/km以上)				備考
		15 cm	20 cm	30 cm	45 cm	
塗料	JIS K 5665 3 種-1 号	570	760	1130	1700	t=1.5mm ロス分を 含む
ガラスビーズ	JIS R 3301-1 号	25	33	50	75	
プライマー		25	33	50	75	

2. 区画線設置の巾及び色彩は、下表のとおりとする。

種 別	巾 (cm)	色彩	摘 要
外側線、レーン区画 線、ゼブラ区画線	15	白	
中央線	20	黄	
ドット線	30	白	
ゼブラ区画線、横断歩 道、停止線	45	白	

第 3 章 施 工

第 12 条 アスファルト舗装工

1. アスファルトコンクリートの種類は下記のとおりとする。

車道表層	改質Ⅱ型再生密粒度アスコン (20) (溶融スラグ入り)
車道基層	再生粗粒度アスコン (20) (溶融スラグ入り)

2. 受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混

合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

3. 受注者は、混合物の敷ならしにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施工しなければならない。受注者は、やむを得ず5℃以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組合わせる等して、所定の締固め度が得られることを確認し施工しなければならない。
 - 1) 使用予定のアスファルトの針入度は規格内で大きくする。
 - 2) プラントの混合温度は、現場の状況を考慮してプラントにおける混合の温度を決める。ただし、その温度は185℃を超えてはならない。
 - 3) 混合物の運搬トラックに保温設備を設ける。
 - 4) フィニッシャのスクリードを混合物の温度程度に加熱する。
 - 5) 作業を中断した後、再び混合物の敷ならしを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を適当な方法で加熱する。
 - 6) 混合物の転圧延長が10m以上にならないようにする。
4. 5℃以下で施工する場合は、本条第3項の規定によらなければならない。
5. タックコートの使用量は0.43ℓ/㎡とする
6. プライムコートの使用量は1.26ℓ/㎡とする

第13条 技術者の配置(舗装)

1. 工事は、舗装施工管理技術者を配置するものとする。専任する主任技術者又は監理技術者が資格を有する場合は、兼務できるものとする。
2. 1級又は2級舗装施工管理技術者資格（以下「資格」という。）を有する技術者の配置は、監督職員との協議時、舗装施工時、完成検査時、及び監督職員の必要とする時に少なくとも1人とする。
3. 技術者の配置は、施工計画書の現場組織表に資格証の写しを添えて明示するものとする。また、配置する技術者は、常に資格を携帯するものとする。

第 4 章 そ の 他

第 14 条 設計図書

設計図書については、契約後速やかに電子データで受注者に貸与する。

- (1) 図 面：CAD データ (SXF (P21Ver. 2) CAD 製図基準に準拠)
- (2) 数量総括表：P D F データ
- (3) 特記仕様書（施工条件の明示含む）：Microsoft WORD データ

第 15 条 工事完成図

工事完成図を下記により作成すること。

- (1) CAD データ (SXF (P21Ver. 2) CAD 製図基準に準拠)
- (2) 出来形（実測値）を記入すること。レイヤは監督職員と協議する。

第 16 条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第 17 条 台帳作成

舗装・橋梁・標識・照明等の県で台帳管理している工種については、台帳への記入を行い、提出すること。

第 18 条 付則

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

第 19 条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- 1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。
- 2 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)

- 3 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	ICT活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する 対象工種: 舗装工(修繕工) ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない